

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁25-①)

施策名	復興特区制度に係る施策の推進				担当部局名	復興特区班				作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 小善 真司	
施策の概要	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。				政策体系上の位置付け	復興施策の推進						
達成すべき目標	復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資することを目標とする。				目標設定の考え方・根拠	東日本大震災復興特別区域法第44条 復興特別区域基本方針(平成24年7月13日閣議決定(改定))				政策評価実施予定時期	平成26年8月	
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
復興特区支援利子補給金の支援 1 対象となる新規融資による雇用効果	7,637人	平成24年度	12,266人	平成25年度	—	—	—	—	—	・復興特区支援利子補給金の支給の目的は、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給し、事業者の負担軽減を図ることにより雇用の創出を行うことであり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・平成24年度の融資予定額739億円及び雇用見込7,637人より雇用効果1人・1年当たりのコスト67,736円を算出し、平成25年度の融資見込額1,187億円から目標値を12,266人と設定したものである。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号		
	23年度	24年度										
復興の円滑かつ迅速な推進のため (1)の利子補給金の支給に必要な経費 (平成23年度)	2.8億円 (0億円)	11.2億円	11.19億円	1	・被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内) ・復興特区利子補給金の支援対象となる融資の額:1,187億円(復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果:12,266人)					001		